解読:「中関村国家自主イノベーションモデル 区における知的財産行動計画(2019~2021)」

中国共産党第19回全国代表大会報告において知的財産の創造、保護、活用を強化しなければならないことが提起された。習近平総書記は知的財産に関する業務を高度に重視し、知的財産権の保護とはイノベーションの保護であり、財産権の保護、特に知的財産権の保護は良好なビジネス環境を醸成するための重要な内容であることを強調したが、これは知的財産に関する業務をさらに強化するための根本的な指針である。蔡奇書記は中関村における調査時に、先行的試行改革をさらに踏み込んで実施し、知的財産権、科学技術成果の実用化などの面でより多くの改革的な措置を打ち出すことを要求した。また、現在の北京市が減量化による発展、イノベーションによる発展、質の高い発展を実現し、ハイレベル・精密・最先端の産業体系を構築するには、知的財産の支えとしての役割のさらなる強化が急務である。

一. 制定の背景

中関村モデル区は北京市による全国科学技術イノベーションセンターの建設における中心地として、一貫して知的財産に関する業務を非常に重視してきた。ここ数年に、中関村の知的財産に関する業務は著しい成果を収め、知的財産に関する先行的試行経験は全国をリードし、中関村国家知的財産制度モデル区の建設は重大な進展を遂げた。2018年に、中関村モデル区企業の専利(特許、実用新案、意匠を含む――訳注)出願件数が8万6,000件を超え、そのうち特許出願件数が5万1,000件に達した。特許権の付与件数が2万1,000件、有効特許の保有件数が9万9,000件で、専利出願件数が100件を超える企業が117社であった。

しかし、新時代に中関村モデル区を中国の自主イノベーションの中心地および根本的イノベーションの発祥地とする要件から見ると、中関村の知的財産に関する業務改善の余地は大いにある。第1に、知的財産権の質がまだ十分に高くなく、知的財産権は多いが優れたものがなく、コア専利、付加価値の高い専利および有名ブランドを比較的多く保有する企業の数が少ない。第2に、知的財産の運営・活用が産業の効果と利益の向上を支えるには不十分であり、高等教育機関、科学研究機関の多くの知的財産成果がなお十分に活用されておらず、内部の実用化部門の能力が不十分で、専利成果のパイロットスケール試験・円熟化段階が脆弱で、専利成果の産業化が十分に活発ではない。第3に、知的財産の海外ポートフォリオの注力度および能力についてなお強化が必要であり、国外の重点国および地域の専利保有件数が比較的少なく、大部分の企業はまだ体系的な専利ポートフォリオ能力を構築しておらず、国際的な影響力を有する知的財産優位性企業が多くない。第4に、知的財産の国際化水準の向上が必要であり、知的財産のハイエンドサービス機関の数および水準がイノベーション主体の需要を十分に満たすことができず、ハイレベル人材の数も極端に少ない。このため、中関村科技園区管理委員会は北京市知識産権局と共に、「中関

村国家自主イノベーションモデル区における知的財産行動計画(2019~2021)」(以下、「行動計画」とする)を検討、制定し、3年間を用いて、中関村の知的財産に関する業務のさらなるレベルアップを計画している。

二. 主な特色および業務目標

「行動計画」では問題志向、需要主導の考えに基づき、先行的試行に注力し、新たな措置、検証済み措置を打ち出し、イノベーション主体へのサービス提供、イノベーション環境の醸成に関する業務を強化しており、主に次の4点の突出した特徴を有する。

第1に、目標志向が突出している。確実に実行可能な発展目標を制定し、関連の支援政策を整備することにより目標の実現を保障する。第2に、知的財産の産業に対する支えとしての役割が突出している。知的財産の創造の推進によりハイレベル・精密・最先端の産業の発展を支えることを強調している。重点産業知的財産戦略の制定を通じて、重点産業の発展方向をリードし、産業がバリューチェーンのミドルレンジ、ハイエンドへと発展するよう導く。第3に、知的財産権の領域を跨る保護構造の構築が突出している。各部門間の協同・協力を強調し、知的財産の行政法執行および司法保護の連動を強化し、行政、司法、民間組織、サービス機関の各方面の資源を統合し、一体化された知的財産権保護業務の構造を構築する。第4に、知的財産の海外ポートフォリオ業務が突出している。企業の海外における知的財産の創造および権利保護をサポートするだけでなく、知的財産サービス業の「海外進出」、「外資誘致」の国際化を支援する。

2021年までに、中関村モデル区の有効特許の保有件数が15万件を超え、年間PCTに基づく専利出願件数が8,000件に達し、年間専利出願件数が100件を超える中関村の知的財産優位性企業が140社に達する。国際商標登録件数が累計で1万8,000件に達し、商標出願件数が100件を超える企業が350社に達する。累計で30か所以上の高等教育機関、科学研究機関の技術移転サービス機関を育成する。5~10か所の国際知的財産サービス支援機関または組織を新たに誘致する。

三. 「5 大任務」の実施

一つ目は、知的財産の創造を強力に推進していくこと。人工知能などの重点産業の知的 財産戦略の制定に重きを置き、グローバルな視野により産業における専利の方向性、技術 研究開発の方向性、人材分布などの状況を分析し、世界的な産業の競争構造を明らかにす る。付加価値の高い専利の育成事業を実施し、付加価値の高い専利データベースを構築し、 毎年50件以上の付加価値の高い専利プロジェクトの実施と実用化を推進する。知的財産 権審査官実務拠点の建設をさらに強化し、企業による質の高い専利の創出を指導する。

二つ目は、知的財産権の保護を強化すること。知的財産権の「厳格な保護」の強化に重きを置き、行政と司法による保護の連動を推進する。知的財産の「領域を跨る保護」を整備し、「七位一体(行政法執行、司法審判、多元的な調停、商事仲裁、法的サービス、社会の監督、業界の自主規制のことを指す――訳注)」の領域を跨る保護構造を構築する。知的財産権の「迅速な保護」を推進し、中国(北京)知識産権保護センターおよび中国(中関村)知識産権保護センターの役割を十分に発揮させる。

三つ目は、知的財産権の運営・活用を促進すること。100 か所以上の知的財産権運営試行モデル組織の建設の指導および支援に重きを置く。専利担保融資保険の設置、知的財産権の証券化業務の実施などの方式を通じて知的財産権と金融が融合するイノベーションを推進することを模索する。専利の標準化の推進に注力する。

四つ目は、知的財産の国際化能力を向上させること。知的財産支援政策の整備に重きを置き、企業支援の強化、サービス支援機関による出資または「サービスによる出資」方式を用いた企業の国外特許出願への参加などの方式を通じて、企業特に中小企業の「海外進出」コストを下げ、企業の国外知的財産ポートフォリオ能力を向上させる。国内サービス支援機関の「海外進出」、国際サービス支援機関の「外資誘致」を支援し、知的財産権サービス業の国際化を促進する。

五つ目は、知的財産サービス業の育成および規範化を強化すること。知的財産サービス支援とビッグデータの結合の推進に重きを置き、中関村知的財産サービス支援プラットフォームの構築を支援する。知的財産サービス支援機関の規範化・自主規制による発展を推進し、知的財産サービス支援機関等級別・種類別評価業務の実施を模索し、知的財産代理機関、代理人の不誠実な行為に対する情報開示の仕組みを構築する。

四. 保障措置

中関村科技園区管理委員会および北京市知識産権局は関係部門との調整、協力をさらに強化し、1区16園による知的財産に関する共同業務の仕組みを構築し、知的財産公共サービス体系の構築を強化し、行動計画任務分担表を制定し、年度任務および節目とする時期を明確にして、業務推進の仕組みを整備し、さらに多様な形式の宣伝研修活動の実施、第三者評価の仕組みの構築などの業務を通じて、「行動計画」の実施を確実に推進し、良好な知的財産の発展環境を醸成する。

出所:

2019年4月23日付け中関村国家自主創新示範区ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で 日本語仮訳を作成

http://zgcgw.beijing.gov.cn/zgc/zwgk/zcfg18/sfqzcjd/186729/index.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。